



準備や片付け、記録について

介助にあたっての準備や片付け、サービス提供後の記録も訪問介護サービスの一環です。サービス時間内に行います。



金銭・貴重品の取り扱いについて

金銭や貴重品の取り扱いをホームヘルパーに頼むことはできません。
ただし、生活費の引出しのためにホームヘルパーに同行してもらうことはできます。

●認知症等により 金銭管理に不安のある方のご相談

こうべ安心サポートセンター
(神戸市社会福祉協議会)
☎078-271-3740

受付:月~金 9:00~12:00, 13:00~17:00

生活必需品の買い物に使用するために必要な金銭を一時的にホームヘルパーに渡す場合には、金銭管理台帳やノートに記入してもらい、レシートや領収書を必ずもらおうようにしましょう。



介護に関するお悩みは、
まずはケアマネジャーに
相談しましょう。

介護保険の訪問介護（ホームヘルプ）サービスは、ケアマネジャーの作成した居宅サービス計画（ケアプラン）及びそれに沿って作成された訪問介護計画に基づき、提供されます。

介護に関する相談がある場合は、まずはケアマネジャーに相談して、自分の状況や希望を伝えるようにしましょう。

できることは
自分で行いましょう。

介護保険の目指すサービスは、利用者が「自立した日常生活」を送ることができるよう必要な支援を行うことです。
自分でやろうとすればできるのに、面倒だからといってホームヘルパーに任せきりになってしまふと、心や身体の機能はどんどん低下していく、できることもできなくなってしまいます。
「できることは自分でする」ことを心がけ、活発に生活するようにしましょう。

(ホームヘルプ) 訪問介護 利用のご案内

介護保険で

できること
できないこと



介護保険は40歳以上の方が納める介護保険料と税金によって運営されています。
このため、介護保険のサービスの対象になるものには一定のルールが設けられています。
ホームヘルパーは介護の専門職であって、「家事のすべて」を頼むことができません。

介護保険でできること



▶ 身体介護

身体介護のサービスを受けられる方



○ 上記のほか、**自立を支援する目的**で、入浴の見守りをすることや、本人とヘルパーと一緒に調理することも「身体介護」に含まれます。

外出の介助について

○ 日常生活に必要な買い物、役所や銀行での手続き、通所介護施設・介護保険施設の見学などのための外出にご利用いただけます。
✖ 冠婚葬祭、お墓参り、外食、理美容、趣味嗜好（習い事、旅行、ギャンブル等）などのための外出には、ご利用いただけません。

▶ 生活援助

生活援助のサービスを受けられる方

本人が一人暮らしで身体状況などにより自分では家事が困難な場合や、同居する家族等が傷害や疾病等、または同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合に、利用できます。



介護保険でできないこと

1. 利用者本人以外のための行為
2. ホームヘルパーが行わなくとも日常生活に支障がないと判断される行為
3. 日常的に行われる家の範囲を超える行為

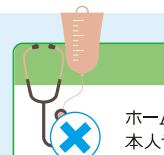
は対象になりません。



※換気扇や照明器具、エアコン、ベランダ等の掃除も、日常の家の範囲を超える行為です。

利用者本人がいない時のサービス

✖ 利用者本人がいない時に、サービスを利用することはできません。例えば、本人が外出しているときに、ホームヘルパーが居宅で掃除や洗濯を行うのは、介護保険の対象となりません。



医療行為について

ホームヘルパーによる医療行為は認められていません。本人や家族ができる行為でも、ホームヘルパーは基本的にはできません。ただし、平成24年4月より、一定の要件を満たしているホームヘルパーによるたんの吸引、経管栄養の処置が認められるようになりました。医師の指示に基づく行為ですので、必ず担当のケアマネジャーと相談してください。

院内介助について

✖ 病院内は医療保険の対象となるため、原則として介護保険は使えません。

